

雑草による火災の危険性のある場所については、毎年計画的に文書で通知し履行します。中には気が付かない箇所もあるので、見つけた場合は総務課まで連絡ください。なお、この問題は町としても抜本的に検討していきます。

古屋

乾燥沼の排水路の整備について

A 乾燥沼の流域は広域であるため、現状及び問題点等を調査し、関係機関と調整を図りつつ、最善の方法を

Q 分譲地の適正管理の指導と併せ管理責任を持たせるための町条例の制定について

A 土地所有者に草刈り等の管理責任を持たせる町の条例制定については考えていました。以下は桑郷と同じません。以下は桑郷と同じです。

谷中

交通安全指導員の後任の確保について

A 交通指導員については、地区単位で確保を図っています。

ます。しかしながら、後任の確保等は難しい状況であるので、各区に推薦を依頼した場合は、絶大なる協力を願います。

A 勝又道路へゴミを捨てさせない看板の設置について

A 今年度看板を増やします。

A 宮内

Q グレーダーによる道路路肩の整備について

A 集落で土砂の捨て場の確保ができれば実施します。

Q 東陽小学校入口道路の交通規制と路面の補修について

A 交通規制は考えておりません。また、路面の補修については現地を確認したうえで、施工業者に補修させます。なお、この箇所は排水対策を踏まえた整備計画を持っているので、集落の協力をお願いします。

Q ふるさとまつりを1年または2年おきに行うことについて

A この祭りは各地区の実行委員会で決定するものです。従って、各実行委員会で創

意工夫をこらして行っていただきたいと思います。

雄宅前から越川勝彦宅裏へ通じる道は、来年度以降直営舗装で行います。

A 県道出入口側溝の段差の解消について

A 八日市場土木事務所へ要望します。

A 道路舗装について

A 入青年館から上原地先までの舗装と、鈴木仁宅前から上原地先までの舗装は、

町全体のバランスを考慮しながら計画的に行います。大木久幸宅から古屋地先までの舗装については、来年度直営舗装で対応します。

A 作問内

Q 道路舗装について

A 町道2142号線（向後栄宅前から秋葉木材前）は請負工事で来年度以降計画的に行います。越川春樹宅から向後栄宅間と、越川一

Q 県営団地居住者への車庫証明の発行について

A 団地の庭先を車庫として利用する場合の車庫証明の

発行は、大変むずかしいといふことです。しかしながら、県都市公社で現地調査を行い、県住宅課と再検討することです。

A 原方

Q 農耕地と生活排水路の改修工事について

A 農業排水路の整備については、関係役員を通じて大利根土地改良区と協議をしていただき、そのうえで町の補助事業として対応します。また、集落内排水路（道路部分の排水路）については、来年度以降計画的に行っていきます。なお、改修箇所等については、集落の協力を願います。

(仮称)文化・スポーツの森公園建設予定地



して、青少年相談員の役割が主な任務です。したがって、相談員は委嘱時に25歳以上40歳未満で青少年とあまり離れていない者がふさわしいとされています。また、相談員の任期は3年で、相談員を選任するにあたっては、各行政委員さんに推薦をお願いし、推薦された方を県に推薦して、県知事と町長から委嘱状を交付します。

ます。しかしながら、後任の確保等は難しい状況であるので、各区に推薦を依頼した場合は、絶大なる協力を願います。

入

A Q 農道舗装について

A 入青年館から上原地先までの舗装と、鈴木仁宅前から上原地先までの舗装は、

A Q 排水路への棚渠について

A 八日市場土木事務所へ要

A Q 道路舗装について

A 入青年館から上原地先までの舗装と、鈴木仁宅前から上原地先までの舗装は、

A Q 勝又道路へゴミを捨てさせない看板の設置について

A 今年度看板を増やします。

A Q 県道出入口側溝の段差の解消について

A 八日市場土木事務所へ要

A Q 道路舗装について

A 入青年館から上原地先までの舗装と、鈴木仁宅前から上原地先までの舗装は、

A Q 肩の整備について

A 集落で土砂の捨て場の確保ができれば実施します。

A Q グレーダーによる道路路肩の整備について

A 集落で土砂の捨て場の確保ができれば実施します。

A Q 道路舗装について

A 入青年館から上原地先までの舗装と、鈴木仁宅前から上原地先までの舗装は、

A Q 乾燥沼の排水路の整備について

A 乾燥沼の流域は広域であるため、現状及び問題点等を調査し、関係機関と調整を図りつつ、最善の方法を

A Q 分譲地の適正管理の指導と併せ管理責任を持たせるための町条例の制定について

A 土地所有者に草刈り等の管理責任を持たせる町の条例制定については考えていました。以下は桑郷と同じません。以下は桑郷と同じです。

A Q 外壁の吹き付けについて

A 平成元年度から県へ要望していますが、今後も引き続き要望していきます。

A Q 青少年相談員を委嘱する経緯と基準について

A 青少年の定義は、概ね25歳未満の者を言います。そ